



後期中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策 : (2)2015-16年度の研究成果と課題

渡部, 昭男

(Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 10(2):199-209

(Issue Date)

2017-03-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0041239>



後期中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策 ——(2)2015-16年度の研究成果と課題——

Principle and measures of “the progressive introduction of free education” in upper secondary/higher education: (2) Results of research in 2015-16 and further problems

渡部 昭男*

Akio WATANABE*

要約：「後期中等・高等教育における『無償教育の漸進的導入』の原理と具体策に係る総合的研究」(JSPS 科研費15H03474)と題した共同研究を2015年度から開始した。初年度は、①基礎理論、②政策施策経営、③国際比較の3つの研究グループを編成し、全体会議1回、公開研究会5回、日韓シンポジウム1回、特別企画2回を開催し、その研究成果を学術成果リポジトリ等において公表した。2年目(2016年度)においては、研究分担者を9名から18名に倍増し、8つの研究グループに編成し直した。すなわち、①無償思想、②法原理・学生調査、③経営評価、④高校教育・高大連携、⑤青年期教育、⑥地域研究1北海道、⑦地域研究2山陰、⑧アジア研究である。ここでは第二報として、2015年度および16年度前半の研究実績を要約し、更なる究明課題を示した。

キーワード：無償教育、無償思想、法原理、国家政策・地方施策、無償教育の漸進的導入、漸進的無償化プログラム

1. はじめに

国際人権A規約(社会権規約 International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights、1966年国連総会採択、1976年発効/日本：1978年署名、1979年批准)の13条2項(b)中等教育・(c)高等教育における「特に、無償教育の漸進的な導入により」の部分に関して、2012年9月11日、日本政府は留保の撤回を国連に通告した。

それ以降、日本国は

「無償教育の漸進的導入 the progressive introduction of free education」原則(以下、「漸進的無償化」原則)に拘束されることとなったが、同原則にそぐわぬ動きは、留保撤回以降も続いている。

大学評価学会は、「『無償教育の漸進的導入』原則に反する

私立大学授業料の値上げ方針に抗議する声明」(2014年1月23日、大学評価学会国際人権A規約第13条問題特別委員会)および「『無償教育の漸進的導入』原則違反の国立大学授業料値上げをもたらす財務省方針に抗議する声明」(2015年12月13日、大学評価学会理事会)という、2種の声明を出している¹⁾。同原則が認知されていない、または等閑に付されている背景の一つには、「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策に係る研究の遅れもあろう²⁾。

表1. 2015年度～2016年度前半における共同研究活動一覧

2015.06.18. (名古屋大学)	2015全体会議：基礎理論研究Gの発表
2015.08.08. (早稲田大学)	公開研究会(1)－1「無償思想」について
2015.08.09. (早稲田大学)	公開研究会(1)－2韓国の大学改革をめぐる動向
2015.08.23. (キャンパスプラザ京都)	公開研究会(2)－1日本の学歴社会と格差・不平等
	公開研究会(2)－2北海道における高等教育の権利保障の状況
2015.11.14. (早稲田大学)	大学評価学会第48回研究例会：大学経営分析
2015.11.15. (早稲田大学)	公開研究会(3)－1大学の財務状況と経営分析－北海道を事例に
	公開研究会(3)－2青年期教育・移行支援の在り方
2015.12.13. (東京工業大学町田キャンパス)	公開研究会(4)無償理念、高校教育、奨学金
2016.01.23. (早稲田大学)	第4回日韓シンポジウム：韓国の国家奨学金制度から学ぶ
2016.01.24. (早稲田大学)	公開研究会(5)「新福祉国家構想」と「農山村再生」から学ぶ
2016.02.27. (龍谷大学深草学舎)	特別企画(1)大学のガバナンスと社会的公共性の確立
2016.03.05. (東京医療保健大学)	特別企画(2)台湾における「無償教育の漸進的導入」
2016.07.16. (龍谷大学大宮学舎)	2016全体会議：個人及びグループの研究計画の交流
	公開研究会(1)留保撤回後の研究運動の課題と展望
	特別企画(1)韓国高等教育をめぐる動向と情勢
2016.08.23. (北海道大学)	公開研究会(2)－1高等教育の公費負担の逆進性問題
2016.09.03. (龍谷大学深草学舎)	公開研究会(2)－2若者の貧困

* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授(鳥取大学名誉教授)
akiowtnb@port.kobe-u.ac.jp

(2016年9月30日 受付)
(2016年10月31日 受理)

「後期中等・高等教育における『無償教育の漸進的導入』の原理と具体策に係る総合的研究」(JSPS 科研費15H03474、2015-17年度、略称「漸進的無償化」科研)に係る共同研究として、初年度は①基礎理論、②政策施策経営、③国際比較の3つの研究グループを編成し、全体会議、公開研究会(1)～(5)、日韓シンポジウム、特別企画(1)(2)を開催した(表1、関連報告がなされた2015年度大学評価学会第48回研究例会を含む)。2年目(2016年度)においては、研究分担者を9名から18名に倍増し、8つの研究グループに編成し直した。すなわち、①無償思想、②法原理・学生調査、③経営評価、④高校教育・高大連携、⑤青年期教育、⑥地域研究1北海道、⑦地域研究2山陰、⑧アジア研究、である。そして、2016年9月までに、全体会議、公開研究会(1)(2)、特別企画(1)をすでに開催した。

2015年度の研究成果は学術成果リポジトリ等において公表している(渡部2016a、2016b、2016c、WATANABE ほか2015)が、ここでは2015年度に2016年度前半の活動もまじえて研究実績を要約しつつ、さらなる究明課題を示す。

2. 無償教育の思想

まずは、2015年度公開研究会(1)で取り扱った無償教育の思想についてまとめる。

(1) 白石嘉治による「大学の自然」「大学固有の共同性」論

白石嘉治(フランス文学)は、「大学の自然——新封建主義をこえて」の報告において、「大学の自然」「大学固有の共同性」から「無償」に言及している。報告レジュメは、「1. 新封建主義、2. ナショナルなものの危機、3. 大学という自然」という構成からなる。

【封建主義】

白石2015によれば、「封建主義」とは「契約」による一対一対応の主従関係である。そして、「契約は形式的には交換関係である」という。「契約」を破棄して「自然」に戻るのが「近代」であるとすれば、近代以降は「法」が「契約」にとって代わる。「法」とは「自然」にもとづくものである(「物理的自然」「美学的自然」という場合の用法と同じ「自然」)。

【大学の誕生】

白石は、12世紀のバリやボローニャでの「大学の誕生」に着目する。報告と同時に配布された論考には、「バリやボローニャにヨーロッパの各地からひとびとがあつまってくる。彼らの共通語はラテン語だが、やがて出身地ごとに共同生活をいとなむようになる。それはネイション(同郷団)とよばれ、諸ネイションの組合的な連合が大学をかたちづくることになる。」(白石2014: 202)と記している。このことから、「大学」は「ナショナルなものの起源」であり、「サンディカリズム」(組合連合)の源流でもあるとの認識が生まれる。

だが今や、「大学的なものが資本(経済)／国家の新封建主義(契約のロジック)と無媒介にむきあう」ことを余儀なくされており、「ナショナルなものの危機」にある。「契約コ法」という関係が出来し、「封建主義の回帰」がみられる。これが、白石2015の言う「新封建主義」である。

「新封建主義」をこえるには、どうすればよいのか。それは、

一時に消し去ってしまうような「神的暴力」、すなわち「遂行中断的(afformative)」な「大学ストライキ」にほかならないとみる。白石は、「パリ大学にたいするグレゴリウス9世の大勅書」を獲得するに至るパリ大学の「大解散」(1229年)にふれて、「もともと中世の大学には固有の物理的な施設はない。それは無形の『ひとびとによって作られている』共同性でしかない。だから紛争のさいには移動や逃散にうったえることは常套だった。」(白石2014: 202)、「あらためて銘記すべきことは、大学は諸ネイションの組合として発生しただけではなく、長期にわたるストライキとともに、その実質的なはじまりをしるしたことである。」(同: 202-203)としている。

【無償】

「無償」に関わっては、「現在のわれわれにとって、大学をめぐる唯一の現実的な問題は授業料の問題である。大学の授業料は無償でなければならない。」(白石2014: 206)、『「神的暴力」の行使をつうじて大学はみずからの無償性に立ち返らなければならない。」(同: 207)、「ストライキによる無償化の実現は、国家と経済の神経症的な体制から『生ける者の魂』を呼び覚ますことである。」(同: 208)というように、幾重にも記している。白石2015は、その末尾において、「大学が無償であることによって、大学固有の共同性が再開される」と書き、「無償性こそ核心である」と述べて報告を結んでいる。

(2) 岡山茂による「フィクションとしての学生」論

岡山茂(フランス文学、大学史)は、「エリートでもコグニタリアートでもない学生は可能か——平等と学費の無償性をめぐって」の報告において、「平等と学費の無償性」に言及している。報告原稿は、「1. 学生、2. 大学と平等、3. 平等と無償性：大学の無償化はどうして必要か」という構成からなる。

【学生とは何か】

岡山は、まず「学生とは何か」という問いを立てる。そして、法規定や統計項目にある「学生」、ユネスコも認定する「国際学生証」、マーチン・トロウによる「高等教育の3段階区分」にも言及した上で、「結論を先に言ってしまうと、学生とは一つのフィクションである」(岡山2015: 2)としている。そして以下のように述べている。

「フィクションとしての学生はそういう権力のフィクションにはもとより敏感であらねばならない(ハムレットがそうであるように)。彼や彼女はたんに就職のため(就職に有利な修了証を獲得するため)に勉強するのではなく、正義であるような真理、真理であるような正義を求めて『働く』のである。そういう学生にわれわれは金を支払うべきかどうか、国家は税金で彼らを養うべきかどうか。そこが問われないといけない。」(同: 2)「シェークスピアがこの作品を書いたころ(17世紀初頭)、ローマ教皇庁はすでにその本来の役割(正義と真理がともに成り立ちうる一つの展望を示すこと)を果しえなくなっていた。そういうなかでその展望をかりうじて支えているのが、たとえばハムレットのような学生なのである。」(同: 3)

岡山は、エリートでも、コグニタリアート(コグニッションとプロレタリアートの合成語、認知労働者階級—岡山注記)でもない、「真理と正義をひたすらに追求する」³⁾学生を仮構している。

【無償】

岡山は、「無償」に関して、古代ギリシアからひも解く。例えば、ソクラテスがひとから学んでも謝礼をはらわず、ひとに教えても報酬を要求しなかったこと、弟子のプラトンが教えることで金を稼ぐソフィストを卑しい者としてまごど否定したこと、プラトンがアカデメイアに開いた学苑は無償であったこと、しかし無償であるとはいっても自由人にしか開かれていなかったこと、等である。

大学が誕生した中世にも話しはおよぶ。すなわち、中世の大学は無償性を大切にしたこと、教師には教会や都市から給与が支払われたこと、プラトンの学苑とは異なっており大学はすべての市民に開かれていたこと、しかし都市の住民にとって学生とはいいい年をしているのに働きもせずラテン語を話すよそ者・怪しい者だったこと、中には謝礼をとり、顧客と契約を結んで報酬を得ていた者や学校があったこと、やがて腐敗し近代の大学は有償であったこと、等である。

フランスにおいて、「中等教育の無償化が達成されるのは戦後のことであり、すべての段階における無償性が憲法で保障されるのは1946年憲法においてである」(岡山2015: 7)という。しかし、「(エリートを養成する一引用者) グランド・ゼコールと大学とのディコトミー (二分法一引用者) はじっさい平等を損なうものでしかない。無償性はそういう不平等を直視するなかで主張されるべきである。」(同: 6-7)としている。

【モラトリアムとしての高等教育】

岡山は、「モラトリアムとしての高等教育は、(中略) 人間が未成年から成年へと移行するにあたって保障されねばならないものである」(岡山2015: 7)としながらも、すでにその「モラトリアムとしての高等教育」は崩壊しているか、または許されない状況にあるとみる。そして、「ポストモラトリアム時代」(村澤・山尾・村澤2012)を学生はどのように生きることができるのかという問いを發して、未完の原稿を閉じている。

(3) 小 括

両氏の報告から汲み上げるべきことは多い。「漸進的無償化」科研は、国際人権A規約の「漸進的無償化」原則に着目して出発し、研究課題を設定している。そのために、法原理に着目する。しかし、「総合的研究」と銘打つからには、結実した法規範・法理念の背後にある無償思想(ないし有償思想)をたどり、様々な思想と現実社会との接合や葛藤・超克を探る必要がある。その際、古代ギリシアからの学苑史や中世からの大学史をふまえた考察は示唆に富む。

今後の課題として、深めるべき論点を整理しておきたい。

【大学・学生】

白石は、「学校は社会にとっての有用な技能や知識の獲得をめざす」(白石2014: 202)とした上で、「大学と学校は区別されなければならない」(同: 202、○は原文)ことを強調する。そして、「けっしてそれを取りまく社会と順接されるべきものではない。とりわけ学生にとっては、大学とはなにより『恋愛や、政治や、芸術における多様な経験を可能にするかけがえのない場』である。」(同: 202)との、アレゼール(ARESER 高等教育と研究の現在を考える会)という国際組織の考える大学像を紹介している。

アレゼールに参加している岡山との対談においても、白石は、「大学は学校ではありません。学校は都市の経済原則に即した大人をつくる。しかしもう大人なのに、ネーションに集まって学びつづけようとする。あやしいひとたちですね。」(岡山・白石2014: 1面)と応じている。岡山も、「大学が恋愛、政治、芸術の経験を可能にし、知識人として生きることを体験できる最後のチャンスである」とすると、国家は、そういう経験やチャンスを抑圧し、学制的なあり方に封じ込めようとする」とした上で、「ハムレットのような存在を学生として捉える視点をどう維持し、どう花開かせていくかということが問題となる」(同: 2面)と述べている。

思想ないし仮構としての「大学」論・「学生」論を、法規範・法理念と架橋し接合する余地をさらに探りたい。

【贈与／交換／贈与交換】

白石は、大学とは「交換のロジックの外部」にあり、大学では「純粋な贈与」が行われているとみる。

「大学では『純粋な贈与』が行われています。真理と正義の信憑において『プロフェッション』の言語が遂行される。それを受け取った学生は教員に返すのではなく、贈与されたものを『ただ与える』。『ただ与える』ことの連鎖で共同性が持続するのが大学です。」(岡山・白石2014: 2面)

「贈与」「交換」ないし「贈与交換」論からは、大学、学校、教育、無償などはどのように論じられるのであろうか。

【共同性】

白石にとって、大学とは「既存の制度にかぎられるもの」ではなく、「建物でもなければ、厳密には学校でもない」のである。中世の「大学の誕生」に関心を寄せるのも、「国家や資本の萌芽に抗して出現した機制をつかみだすため」(白石2010: 13)であるという。

白石2015は、「共同性」「共同財」とは「交換のロジックにそぐわないもの」であり、イメージ、言葉、^{いりあい}入会などを例に挙げている。また、「来るべき共同性はなにより無償であるほかない」(岡山・白石2014: 3面)とも述べている。

こうした「共同性」への着眼を、「漸進的無償化」科研の研究にどう引き取ることができるのであろうか。

【移行(トランジション)】

岡山の「モラトリアムとしての高等教育」論では、「未成年から成年への移行」が語られている。筆者は、別稿(渡部2009、渡部2013)で障がい児者に係る「子どもから大人へ」及び「学校から社会へ」の二重の移行(トランジション)保障を提起した。また、田中昌人も「青少年期のトランジション保障」の視点を提示している(田中2005a)。

中世の大学とは異なり、今日の大学は基礎教育の年限が延長される形でさらに中等教育の上に接続し、進学率も上がって大衆化している。エリート養成を別建て(ないし大学院レベル)扱いとすれば、実態として学部レベルの一般大学には、①就職するため／社会に出るために準備する過程および場(学校から仕事へ／学校から社会への移行)、②成年／大人になりゆく過程および場(未成年から成年へ／子どもから大人への移行)、③大人になっても学び続ける過程および場、という3つの側面を認めうる。

高校段階における「学校から社会・職業への移行」や大学段階

における機能分化といった昨今の政策との相違を吟味する必要はあろうが、二重の移行保障、青年・若者の発達保障の視点から、中等教育・高等教育とその無償性の意義を深める共同作業が要るだろう。

3. 無償教育／漸進的無償化の法原理

次に、2015年度全体会議および2016年度公開研究会（1）で取り扱った、無償教育ないし漸進的無償化の法原理についてまとめる。

（1）田中秀佳による国際人権A規約に係る研究

田中秀佳（教育経営学、教育法）は、JSPS 科研費（25885119、2013-14年度）「教育人権を保障する教育財政の原理と制度に関する研究」による自身の研究成果を幾つか発表している。2015年度全体会議での田中の発表は、その延長に位置づく。

【13条「教育への権利」の枠組み】

田中は、Beiter の著作に依拠しながら、13条は1項において「教育目的、即ち教育の内的事項」に関する規範原理を、2項において「教育の外的事項」を規定しており、「内的事項が示されていることの意味は、教育の条件整備には常に教育内容の妥当性が考慮されねばならず、1項の教育理念を具体化する方途として2項が存在する」（田中2014a：55-56）との枠組みを、まず確認している。

【13条2項の解釈】

その上で、13条2項に関しては、国連人権理事会特別報告者であった Tomasevski の「4-A スキーム」を紹介している。

彼女によれば、13条2項の「権利としての教育」は、「availability（利用可能性）、accessibility（アクセス可能性）、acceptability（受容可能性）、そして adaptability（適応可能性）」という4点が満たされている必要」（同：56）がある。加えて、「教育への権利（right to education）」と「教育における権利（rights in education）」の保障が同時に考慮されねばならず、前者は availability と accessibility として、後者は acceptability と adaptability として把握される（同：56）。加えて、「教育による権利（right through education）」の保障が adaptability と結びつく形となる。

その内、アクセス可能性 accessibility とは「国家が全ての個人の就学機会を最大化する義務」である（同：57）。初等教育の無償、中等教育・高等教育の漸進的無償化は、アクセス可能性 accessibility に位置づくことになる。以上を整理したのが、図1である。

13条2項（a）は、初等教育について、「義務的かつ全ての者に対する無償（compulsory and available free）」（同：58）を定めている。13条2項（b）は、中等教育（技術的および職業的中等教育を含む）について、「全ての者に利用可能でアクセス可能な



図1. 国際人権A規約13条における無償／漸進的無償化原則の位置づけ
出典：田中の表をもとにその表現も生かしながら渡部が図に置き換えた（田中2014a：57）

(generally available and accessible to all)」（同：58）ことを定めている。13条2項（c）は、高等教育について、「全ての者に対して能力に応じて平等にアクセス可能な（equally accessible to all, on the basis of capacity）」（同：58）ことを定めている。（a）初等教育の無償に追加して、（b）中等教育および（c）高等教育に関しては、「すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的導入により」としている。

田中は、国連社会権規約委員会（CESCR）の公式解釈に依りながら、「初等教育の『無償』規定と中等および高等教育の『無償化』規定は、締約国が取べき行動における優先順位の違いが反映されているが、ともに即時的義務（immediate obligation）である点について差異はない」（同：58）と指摘している。

【無償／漸進的無償化の範囲】

国連社会権規約委員会は、初等教育における無償教育の範囲として、授業料およびそれ以外の「直接的費用（direct costs）」をまず挙げている。「間接的費用（indirect costs）」については、無償の範囲に含む場合とそうでない場合があり、「その区分は締約国の発展段階や親の負担能力といった要素にもとづき判断される」（同：59）という。無償の具体例としては、Beiter のいう「教科書、文房具、教材、教育設備、給食、制服、親からの義務的費用徴収、副教材の費用、課外活動に要する費用」（同：59）が紹介されている。

田中によれば、中等教育・高等教育について、「無償の範囲に関する具体的内容はこれまでのところ明示されていない」が、「無償概念については初等教育に準ずる」（同：59）とされているという。

図1にもあるように、「漸進的無償化」原則は、「4-A スキーム」のアクセス可能性に位置づく。その点において、田中は、「accessibility は、国家が全ての個人の就学機会を最大化する義務であり、その障壁を取り除くこと、つまり授業料の無償化が主たる義務となる。無償化を前提として、それに加えての国家によるもう1つの選択的措置（another option）が奨学金制度である」（同：57-58）という Beiter の主張を紹介している。

13条2項（e）に規定される奨学金制度は、「社会的に不利な立場にある個人に対して、特に親の経済的困難によって教育機会が否定されないよう、経済的な accessibility を強化するものでなければならない」が、「あくまでも無償化過程における暫定的政策手段と解される」（同：60）と田中は述べている。

【国家義務】

最後に田中は、国連文書および Beiter に依拠しつつ、権利を実質化する上での国家義務を整理している（同：60-62）。すなわち、以下のように、社会権に対する国家義務は大きく3つに類型化され、充足義務がさらに2つに区分される。

- 1) 尊重義務（obligation to respect）：国家に人権侵害の行動を禁じる義務
- 2) 保護義務（obligation to protect）：私人による人権侵害を禁止し回避するための措置を国家に取らせる義務
- 3) 充足義務（obligation to fulfill）：国家に人権実現に向けた積極的措置を取らせる義務
 - 3) - a：容易にする義務（obligation to fulfill (facilitate)）

国家が個人や集団に権利実現を委ね、枠組みのみを整備するもの

- 3) - b: 提供する義務 (obligation to fulfill (provide)) 個人・集団が自身で統制不可能な理由によって、自ら権利を実現することが不可能であるとき、国家がその権利を提供する義務

なお、「漸進的に達成する義務」に関して、「期限なく努力を引き伸ばす」ということではなく、「義務の達成に向けた行動を即時に開始しなければならない」という意味であるとしている (同: 60)。

(2) 戸塚悦郎による留保撤回後の課題と展望に係る提起

2016年度公開研究会(1)では、ゲストに招いた戸塚悦郎(国際人権法)の国際人権A規約に係る研究から多くを学んだ。

【国際人権A規約「違反」の有無の検討】

戸塚は、国際人権A規約13条に関して、「日本では留保が撤回されない限り、同13条2項(b)(c)、とりわけ高等教育への権利の保障規定が日本政府を法的に拘束しない」といった「日本政府の暗黙の理解」「政治的な主張」がまかり通ってきたとみる。そして、留保撤回に目を奪われて、「かえって日本政府の政治的主張と論理にのみ込まれ、学問的・実務的な研究の視点が社会権規約『違反』の検討に向けて広がらなかった」と指摘している(戸塚2006: 24)。

この点で、戸塚の2006年論文は、留保撤回以前の段階において「社会権規約『違反』の検討」を行ったものとして評価できよう。

【留保撤回以前からの「違反」】

戸塚は、以下の2点について、留保撤回以前から条約「違反」があったと認定している。

第一に、13条2項(c)に対する「違反」である。「特に、無償教育の漸進的な導入により」を部分的に留保していたとしても、「高等教育は、すべての適当な方法により、……能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」とについては批准しており、拘束されている。戸塚は、条約「違反」のチェックポイントを以下のようにまず整理している(戸塚2006: 26)。

- 1) 「すべての者」に高等教育への権利があるから、財産がまったくない絶対的貧困者であっても、高等教育を受ける機会を与えなければならない。
- 2) 高等教育を受けるにふさわしい「能力」がない場合には、機会が与えられなくても、条約違反はない。
- 3) 「均等に機会が与えられる」のであるから、絶対的な貧困者と富裕者の間で高等教育を受ける「機会」に差があってはならない。

その上で、田中昌人が究明した学費の「急進的高騰」の実態(田中2005b)について、『すべての者』の高等教育への権利を侵害しており、条約違反であると認定している(同: 31-32)。

第二に、2条1項に対する「違反」である。戸塚は、社会権規約の性格を定めた一般的規定のうち、「権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に……、行動をとることを約束する」とした2条1項の規定が「極めて重要である」(同: 30)と指摘している。

2条1項の規定に照らせば、「日本政府は、従前よりも『利用可能な手段を最大限に用いること』について法的責務がある」こととなり、「学費を『漸進的に』ではあっても、批准時である1979年の水準以下に下げ、以降漸進的に下げ続ける法的義務がある」ことになる。したがって、逆に「年々学費を上げていること」は「2条1項違反があると判断せざるを得ない」としている(同: 32)。

そして、条約違反について考察を要する諸問題として、①高学費のために国立大学にも入学できない人々への権利侵害、②アルバイト無しでは学べない貧困層の国立大学の学生に対する人権侵害、③国立大学よりも高学費であり年々学費が高騰している私立大学の学生に対する人権侵害、を設定して検討を加えている(同: 34-36)。

なお、戸塚は、日本政府による条約違反に関して、海外の研究者による批判も渉猟・入手し、紹介している(同: 28-30)。

【留保撤回後の課題と展望】

戸塚は、「留保撤回が実現した後の研究も運動も、留保撤回実現に絞られたそれ以前の運動方針の延長線上では考えられない。全く新しい方針を打ち出す必要がある。」(戸塚2016: 2)としている。

第一に、13条2項(b)の中等教育に関しては、『能力』規定がないから、希望者全員の教育を保障する必要があることは当然である(同: 3)とした上で、「ほぼ100%の進学率を達成しているので、無償化をしても、負担の衡平の問題が生じにくい」(同: 3)とみなしている。朝鮮高校への差別対応問題に関しては、「既に訴訟があるので、それに注目する必要がある」とし、また、「国内法と社会権規約など国際人権法の規定の間に、本質的な違いがあるので、その分析から始める必要がある」(同: 3)としている。

第二に、13条2項(c)の高等教育に関しては、中等教育と比較した場合に、①「能力」に関する規定の有無、②授業料の無償化についての国内法上の立法の有無、③進学率の大きな違い、④職業教育を含むかどうか、⑤運動の進め方(立法の存在、訴訟の存在など)、の5点を検討すべきであるとしている(同: 2)。

以上の問題を、「訴訟の可能性」とからめて整理すれば、まず被告は「国」、原告は「高等教育を受けるにふさわしい『能力』があると推定できる」非進学者⁴⁾に限定する必要があるという(同: 7-8)。なお、留保撤回以前の非進学者であっても、先に指摘した留保撤回以前の2つの条約違反に基づく権利侵害を訴えることは可能である。しかしながら、日本では、「訴訟のプロセスも結果も相当厚い壁を破らなければならない」(同: 6)、「国際人権法を根拠にする訴訟には限界がある」(同: 8)との見通しを示している。その上で、行うべき主張や予想される反論、争点を幾つか検討している(同: 8-9)。

今後の研究運動に関わっては、①「能力」概念の再検討、②非進学者の権利、③障がい者の権利、④国内外の国際人権法に関する研究の振り返りと新たな蓄積、⑤世界最先端にある少子化問題などを踏まえた世界的にもより充実した教育制度の構想、⑥楽観的で効果的な研究運動の継続、⑦提携すべき組織団体と日韓米のトリリンガルな若手研究者の育成、などの課題を提示している(同: 10-14)。

(3) 小 括

二人の研究を引き取る形で、深めるべき論点を幾つか挙げておく。

【授業料の無償化／減額化と奨学金制度の拡充】

田中が、13条2項(b)(c)によって「授業料の無償化が主たる義務」となること、13条2項(e)に規定される奨学金制度は無償化を前提にした「選択的措置」「暫定的政策手段」であること、を指摘した点は重要である。留保撤回以降は特に授業料の無償化、高学費の減額化に焦点をあてて、研究運動の課題に位置づける必要がある。

奨学金制度の拡充はもとより大切であるが、奨学金制度の拡充を優先して授業料の減額化を後回しにし、不問に付してはならない。

戸塚に依拠すれば、国立大学に関して言えば①留保撤回以降に学費値上げがなされたとすれば条約違反となり、また②高学費のまま現状維持で放置したり、漸進的に減額化しない不作為も条約違反となる。その際、減額化の目安としては、後述する韓国のようにまずは半額(ないし部分留保しながらも日本政府が国際人権A規約を批准した1979年当時の学費水準)が想定できよう。

【「能力」規定とより充実した教育制度】

田中は、13条2項(c)の「能力に及び(on the basis of capacity)」に関わって、「アクセス可能性の条件としての『能力』は、世界人権宣言(1948年)26条において学業成績に重きを置くmeritと表現されていたことと比較すると、潜在的・将来的な可能性を重視するものである」(田中2014a:59)と指摘している。

戸塚も、13条2項(c)のみに「能力」規定があることについて、「憲法26条1項の『能力』は、高等教育にかぎられていない。だから、これは、高等教育に限って『能力』を規定する社会権規約13条2項(c)(高等教育)の『能力』とは異なるものとしてとらえる必要がある。」(戸塚2016:10)と注意を喚起している。戸塚は、筆者が前稿(渡部2016a)で行った研究課題の提示、すなわち憲法26条の「その能力に応じて、ひとしく」の規定について、「発達に必要な適切な」「能力発達上の必要に応じた」という教育条理解釈を後期中等・高等教育にも敷衍するという提案について、「憲法解釈上重要な視点である」(同:10[注記28])とコメントしている。

高等教育／中等後教育における「能力」概念は、日本の現状に即して検討されねばならない。「平成28年度学校基本調査(速報値)」⁵⁾によれば、高校等卒業者(現役)の「大学等進学率」は54.9%、「専修学校(専門課程)進学率」は16.3%、過年度卒業者を含むと「大学等進学率」が56.8%、「高等教育機関進学率」は79.8%である。すなわち、学校基本調査の進学統計には、専門学校などの職業教育を含んだ機関が含まれており、過年度卒業者を含めると既に8割が高等教育機関／中等後教育機関に進んでいる。また、大学・短大には入学選抜をクリアした障がい者(発達障がいを含む)が現に学んでおり⁶⁾、専門学校、各種学校に学ぶ障がい者も少なくない。

その点で、18歳以降の就学実態に即して、「大学」「学生」「高等教育」「能力」等の概念を再吟味する必要が生じている。少子化時代において確実に次世代へ未来社会を託すために、「子どもから大

人へ／未成年から成年へ」「学校から社会へ／学校から仕事へ」という二重の移行を、14・15歳から24・25歳までのおよそ十年間にわたり継続的に支援するトランジション保障の一環に後期中等教育と高等教育／中等後教育を組み込み、少子化時代の「より充実した教育制度」を構想すべき段階にあると思われる⁷⁾。

【司法的救済措置と漸進的無償化プログラム】

田中は、「授業料無償は立法的・行政的措置に加え、司法的にも問われるべきである」とのBeiterの考えを紹介している(田中2014a:62)。戸塚は、訴訟の可能性を否定はしていないが、「日本社会に転換を迫るためには、『朝日訴訟』に匹敵する象徴的な訴訟が必要である」(戸塚2016:6)との見方を示している。

ところで、戸塚は、「訴訟の準備のためにも、まずは、現状と問題点を確認しつつ、日本政府との対話を通じて、漸進的無償化導入へのプログラム策定の責務を承認させる運動を始めてはどうか」(戸塚2016:10)と提起している。

また、田中は、「教育への権利についてはこれまで、社会権の中で指標策定やそれによるモニタリングが十分に進められてこなかったが、近年になって理論的整理がなされつつある」と述べて、「①指標の分類化、②普遍的な指標と各国の文脈に応じた指標の策定、③量的・質的双方の混合的な指標の策定」などの必要性が提起されていることに触れている(田中2014b:11)。そして、「4-Aスキーム」の各項目別に、「(1)法律が条約における締約国の義務を具体化し、実現するものであるかどうかをみる Structural indicators、(2)法律、政策、プログラム等が権利実現のために効果的に策定されているかについての内容、程度をみる Process indicators、(3)実施状況を評価する Outcome indicators」の3つの類型を紹介している。

図1に示したように「無償／漸進的無償化原則」を含む「アクセス可能性」についても、3種のindicatorsに係る研究が課題として浮上してこよう。

4. 無償教育／漸進的無償化の具体策

最後に、無償教育／漸進的無償化の具体策について、公開研究会、特別企画、日韓シンポジウムなどで把握された動向をまとめる。

(1) 韓国における動向

日本と同様に教育費に係る「家族負担主義」の国として分類される隣国・韓国で、いま変化が起きつつある。

【高学費問題と登録金半額化運動】

OECD報告書に掲載された「国公立高等教育機関の学生が納付する平均年間授業料」の高い順に示せば、英国:約90万円台、米国:約80万円台に続いて、日本:約50万円台、韓国:約40万円台となっている(OECD2015:293「図B5.2.」、調査年は2012-13学年度、1米ドルを100円に換算)。これについて、韓国祥明大学校の朴巨用教授は、韓国の大学の85%が国公立よりも学費の高い私立であること、韓国では海外留学や語学研修が就職に不可欠でありそれらに係る経費を追加すべきこと、を指摘している(朴2013)。

高学費のための借金苦による自殺事件や、「三放世代」^{サンミョン}すなわち若者が恋愛・結婚・出産の三つを放棄せざるを得ないという厳しい状況を背景に、2008年には「全国登録金対策ネットワーク」が

結成され、2010年には『狂った登録金の国』という本が緊急出版された。登録金とは学生納付金の総称であり、この時点では「入学金+授業料+期成会費」を指している。2011年には、学生・保護者だけでなく、一般市民や芸能人有志も支援する形で「登録金半額化」の市民運動が大規模に展開された（安2013、金2016、姜2016）。

こうした運動を背景に、「登録金半額化」が政治的 이슈になり、地方自治団体の長や議会議員の選挙、さらには国会議員選挙や大統領選挙における争点ともなった。

【国による学費負担軽減策】

2012年末の大統領選挙では、朴槿恵候補もその対立候補とともに、学生の学費負担軽減を公約に掲げた。当選後に朴槿恵大統領が推し進めたのが、給付型の国家奨学金制度⁸⁾の導入と拡充である。

2016年1月、韓国から3名のゲストを招き、「韓国の国家奨学金制度から学ぶ」というテーマのもとに、通算第4回目の日韓シンポジウムを開催した（Kim2016、Yi2016）。

韓国では、所得分位が10段階に区分されている。2016年度において、その第1分位（生活保護世帯）と第2分位は給付型奨学金の給付上限額520万ウォン（日本円で約52万円）の100%を、第3分位は75%（390万ウォン）、第4分位は55%（286万ウォン）、第5分位は32%（168万ウォン）、第6分位は23%（120万ウォン）、第7～8分位は13%（67.5万ウォン）、第9～10分位は対象外、となっている。所得の低い家庭に手厚く支援する方式であり、第1・2分位の場合、国立大学であれば登録金の全額を賄うことができる。

導入前の2011年はわずかに「約12万人」であった受給者が、2016年には「約120万人」へと十倍になっている。そして、登録金の主体別負担は2011年度の「政府4%・大学13%・個人83%」から2016年度の「政府28%・大学23%・個人49%」へ変化しており、不十分点はあるとしても押し並べて見れば「登録金半額化」が実現したと言われている。

【地方自治団体による学費負担軽減策・学生支援策】

くわえて、地方自治団体が学生支援に乗り出している。ソウル特別市では、2011年の市長補選で当選した朴元淳市長と学生代表との合意に基づいて、市費を大学会計に投入する形で2012年度からソウル市立大学の登録金が半額化された（渡部2014a）。また、江原道立大学では、2011年の知事補選で当選した崔文洵知事の政策方針に基づいて、2013年度以降、国家奨学金に加えて道奨学金をさらに上積みして無償ないし無償に近い低額を実現している（渡部・渡部（君和田）2016、渡部・渡部（君和田）・桔川2017予定）。

加えて、学生が学資金を借りた場合の利子支援事業を幾つかの市・道が実施している⁹⁾。ソウル市では、まずソウル市内に所在する大学に通っている学生、次にソウル市民であってソウル市外の大学に通っている学生、の順番で利子支援事業を拡大したという（安2016：第二部15、17）。

以上のように、韓国では、国家政策として給付型奨学金が導入・拡充され、加えて地方施策としても学費負担軽減や学生支援が行われている。その際に、学生個人に対する個人補助方式（国家奨

学金、道奨学金、学資金利子支援事業）と大学機関に対する機関補助方式（ソウル市立大学の登録金半額化）の2方式のあることが分かった。

（2）日本における動向

【後期中等教育段階における学費負担軽減策・生徒支援】

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（平成22年3月31日法律第18号）により、2010年度から公立高校等の授業料が不徴収となり、私立高校等に関しては相当額の就学支援金が支給され始めた。政府提案理由としては、「高等学校等の教育に係る費用について社会全体で負担していく」「全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図る」「諸外国では多くの国で後期中等教育を無償として（いる）」が表明された。このことは、後期中等教育段階について、いわゆる「受益者負担」の発想から転換して「社会全体の負担」に踏み出したことを示している（渡部2011）。

施行4年目に見直しが行われ、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（平成25年12月4日法律第90号）に改正され、2014年度入学者から所得制限が導入された（渡部2014b）。2015公開研究会（4）では、所得制限導入から1年半が経過した時点での実態が取り上げられた。

この「就学支援金」制度に関して、埼玉県の実態を見てみよう。埼玉県では、県立高校に関して、全日制で入学科が5,650円、授業料が118,800円、定時制で入学科が2,100円、授業料が129,500円以上（1単位1,750円×卒業要件74単位以上）である。定時制のA校の場合、1年生全員が本来納めるべき授業料は約1,033万円である。そのうち、家庭の年収が910万円を越えて対象外となっている14名（1年生の6%）分を除く、約975万円分が支援金による措置である。他の学校納付金は、修学旅行費75,000円のほか、生徒会費、PTA会費、冷暖房の光熱費、夜間登校生の給食費など約17万円であるという（小玉2016：4）。

問題点としては、①入学科が支援の対象外であること、②授業料支援に関して所得制限が導入されたこと（住民税の所得割が304,200円未満／4人家族のモデル世帯で年収910万円程度）、③制度が分かりにくく申請主義かつ証明書類等が必要なために不申請者がでること、④学校サイドは膨大な事務処理に追われ申請漏れを防ぐ丁寧な援助が困難になること、等が挙げられている（近藤2016：38-39、41-42）。

次に、所得制限導入で浮いた予算で開始された「高校生等奨学給付金」制度についてである。これは義務教育段階の「就学援助」制度の高校版と言えるものであり、制度創設自体は画期的なことである。給付内容（年額）は、①生活保護受給世帯（全日制等・通信制）国公立32,300円／私立52,600円、②非課税世帯第一子（全日制等）国公立59,500円／私立67,200円、③非課税世帯第二子以降（全日制等）国公立129,700円／私立138,000円、④非課税世帯（通信制）国公立36,500円／私立38,100円、である。問題点としては、①市町村民税の所得割0円という厳しい所得制限があること（わずかでも市町村民税に所得割があれば低所得〔年収250万円程度〕にもかかわらず対象外）、②第一子の支給額が極端に少ないこと、③申請が入学後の7月であるために認定・支給時期が11月と

遅くなること（教材費や制服の購入など出費がかさむ入学時に間に合わない）、④制度が分かりにくく申請主義であるために不申請者がでること（「奨学金」と同様に返還義務があると誤解して申請しない等）、などが挙げられている（近藤2016：39-40、42-44）。

とは言え、授業料を徴収した時代、高校版就学援助制度が未整備であった時代と比べると、高校関係者の意識は明らかに変化している。高校授業料無償化法の実施以前に校長会・教頭会などで国際人権A規約13条や「漸進的無償化」原則が話題になったことは「一度たりとも」なかったそうであるが、現在は、「高校は完全に授業料の負担をなしにすべきだ」との考えであるという（小玉2016：2、4）。事務職員の立場からも、「やはり、授業料は廃止、奨学給付金は抜本的改善が必要」と述べられている（近藤2016：46-47）。

なお、就学支援金に係る朝鮮高校除外についても、その問題点が指摘された（三輪2016：29-31、36-37）。

（3）三輪定宣による「無償教育化の具体的構想」の提起

三輪定宣（教育財政学）は、2015公開研究会（4）において、「教育無償化の具体的構想」として仮称「教育保障制度」を提起している。

【「教育保障制度」の構想】

三輪は、「標準的教育費である『教育保障費』は『教育保障基準』から『家庭負担額』（所得に応じる額）を差し引いた額」であり、「低所得者ほど基準額に近い額が優先的に支給される」というもので、成績基準は設けないとしている（三輪2016：34）。その構想を、世帯年収別に6区分して試算したのが表2である。

【国連への次期定期報告書の期限までに求められる具体的措置】

三輪は、次期定期報告書の期限（2018.5.31.）までに社会権規約委員会が求める具体的措置を、「①無償教育の具体的行動計画の作成、②教育費の直接の費用（授業料等）と間接の費用（学校納付金等）の無償措置、③高校の入学金と教科書の早急の無償措置、④初等・中等・高等教育職員の地位に関する勧告の着実な実施、⑤第13条1項の教育目標に違反しない教育課程・教科書等の監視システムの整備」などと整理している（同：33）。

（4）小 括

【給付型奨学金の創設】

後期中等教育段階では、現在、生活保護法による教育扶助制度、新たに創設された高校版就学援助としての奨学給付金制度、日本学生支援機構から都道府県に移管（2005年度～）して実施している奨学金制度、授業料補助としての就学支援金制度の4種が走っている。高等教育段階では、授業料補助としては授業料減免措置があるが、2016年現在、韓国のような給付型奨学金による授業料補助はまだ始まっていない。また、大学版の教育扶助も就学

援助も整備されてはいない。

現在、日本では貸与型奨学金という名の学資金（ローン）制度があるのみである。現行の貸与型奨学金制度の問題点は、2015公開研究会（4）の岩重佳治（弁護士）報告（岩重2016）、2016公開研究会（2）の佐野修吉（兵庫・奨学金の会）報告（佐野2016）に詳しい。

子どもの貧困対策や若者支援が政策課題として浮上してくる中で、第24回参議院議員通常選挙（2016.6.22. 告示、7.10. 投開票）に際して、高等教育段階における給付型奨学金の創設や検討を各政党が選挙公約に掲げた¹⁰⁾。給付型奨学金の制度化は急務である。

その際の検討課題は、第一に低所得家庭に対する優先方法である。韓国のような10段階区分による優先、三輪の提示する6段階区分による優先は、一例である。また、「高等学校等就学支援金」制度において、私立高校生に対する支給割増に適用している区分、すなわち市町村民税所得割額が①非課税（年収250万円未満程度）、②～51,300円（年収250～350万円程度）、③～154,500円（年収350～590万円）、④～304,200円（年収590～910万円）、⑤304,200円～（年収910万円以上）という区分も参考例となろう。

第二に、「経済的地位」に限定し、「成績」は要件としないことである。教育基本法（1947）には、教育上の差別禁止要件として、日本国憲法の差別禁止要件にはない「経済的地位」を特に追記している。そして、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」（現行4条3項）と規定している。ここで留意すべきは、一つには、英才教育的意味の強い「育英」ではなく、広く「奨学」の措置を講じという意味になっていること、二つには「能力があるにもかかわらず」とは、「学校教育を受ける能力がある」者なら誰もがという趣旨であること、である（渡部2006：46-47）。

第三に、高学費問題を放置せずに、学費の減額化についても「漸進的無償化プログラム」の策定に含めることである。韓国のように、まずは半額化が当面の目標となろう。その際に、機関補助方式と個人補助方式の組み合わせが想定されよう。また、後でみるように国、都道府県、市区町村が重層的に政策・施策を展開している。従来の「資金調達」「公私負担区分」論も検討しつつ、政策提言ができるようさらに吟味したい。

【自治体からの漸進的無償化】

表2. 「教育保障制度」の構想

三輪2016

区分	年収別世帯の6区分に応じた教育保障費（単位：万円）					
年収(世帯割合) (%)	～250万円 (12)	～350万円 (8)	～500万円 (15)	～600万円 (12)	～700万円 (11)	700万円～ (42)
保障割合	100%	80%	60%	40%	20%	0%
公立小学校	30	24	18	12	6	0
公立中学校	45	36	27	18	9	0
公立 高校	40	32	24	16	8	0
私立 高校	100	80	60	40	20	0
国立 大学	150	120	90	60	30	0
私立 大学	200	160	120	80	40	0

出典）三輪2016：34の図表を一つにまとめた。

韓国では、すでに見たように、国の政策に加えて地方の施策が展開されていた。「漸進的無償化」科研による韓国訪問調査(2015.9.1-4.)では、学校給食の無償化が義務教育段階に留まらず、高校段階にも導入されつつあることが確認された(小池2016、渡部2017予定)。

日本においても、地方公共団体(地方自治体)において様々な施策が展開されている(例えば鳥取県に関しては、渡部・渡部(君和田)・國本2016)。近年では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)を受けて日本学生支援機構の無利子奨学金事業の中に「地方創生枠」が設けられ、また地元で就職した学生の奨学金返還を支援する自治体事業が立ち上がっている¹¹⁾。

地方公共団体は、一方では国家統治機構の下部組織であるとともに、他方では日本国憲法8章「地方自治」原則を体现する仕組みでもある。地方自治法(1947)は、その目的を「地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障すること」(1条)と定めている。地方公共団体は、「住民の福祉の増進を図る」という基本に立って(1条の2①)、共同性を発揮しやすい。高齢者福祉(医療無料化)、障がい児教育(就学保障)など、地方施策が国家政策を先導した事例は枚挙にいとまがない。

地域研究1北海道Gや地域研究2山陰Gをまじえて、実態を掌握し、「自治体からの漸進的無償化」についても検討を深めたい。

5. おわりに——無償教育／漸進的無償化を成り立たしめる共同性

最後に、「無償教育の思想」の箇所でも紹介した「共同性」を法原理へ架橋しようとする作業(三輪2014)を紹介しておきたい。

三輪は、「教育費無償の人類史的意義」にふれ、「人間の共同性と無償教育」について、以下のように書き留めている。

「人間の共同性とは、優しさ、思いやり、助け合い、連帯感、利他的精神など平等な共同生活のなかで形成され、遺伝子に刻まれてきた人間の本性・本能です。とくにヒトという種の生存闘争(ダーウィン)にとって最も重要な子どもを育て子孫を残すという困難な営みに、共同体の人々は総力を挙げ、わけへだてなく愛情や知恵を注ぎ、損得や打算を超えて『無償の教育』を継続し、すべての子どもは平等にまんべんなく必要なことを教えられ、全面的に発達しました。」(三輪2014:179)

「貨幣発生期の古代ギリシャでは、貨幣と結びついた教育への痛烈な有償教育批判(プラトンら)が登場し、それは西洋思想の底流となり、16世紀の人文主義・空想的社会主義(トーマス・モア『ユートピア』など)、18世紀末フランス革命期などの思想を経て国際人権A規約13条に集約されました。」(同:180)

ここには、①教育(学問)自体が有償性(貨幣)に馴染まない、②人間の共同性こそが無償性の由来である、という二つの無償思想が読み取れる。無償教育／漸進的無償化の実現を自己目的とするのではなく、それらを成り立たしめる「共同性」および「共同

体」(さらには「社会」「法人組織」)の解明を忘れてはならない。

《文献》

- ・安珍傑^{アンジンゲル}(2013)「韓国における大学登録金半額化の市民運動」(大学評価学会2013:83-95)。(第1回日韓シンポジウム、2012.8.28. 龍谷大学アバンティ響都ホール、報告記録)
- ・安珍傑(2016)「地方政府における大学生への教育費支援政策」(渡部昭男2016c:第二部15-17)。(第3回日韓シンポジウム、2015.2.27. 神戸大学、報告記録)
- ・Yi Suyeon(2016)「韓国の国家奨学金制度(給付型・所得連動返還型)——現状と課題」(渡部昭男2016c:第三部27-45)。(第4回日韓シンポジウム、2016.1.23. 早稲田大学、報告記録)
- ・岩重佳治(2016)「奨学金被害の現状と課題」『「無償教育の漸進的導入」に係る公開研究会(4)報告書』(日永龍彦・白波瀬正人・小池由美子作成)10-26。(「漸進的無償化」科研2015公開研究会(4)、2015.12.13. キャンパス・イノベーションセンター東京、報告記録)
- ・OECD(経済協力開発機構)(2015)『図表でみる教育:OECDインディケーター(2015年版)』明石書店。
- ・岡山茂(2014)『ハムレットの大学』新評論。(第4回「大学評価学会田中昌人記念学会賞」受賞、2016.3.)
- ・岡山茂(2015)「エリートでもコグニタリアートでもない学生は可能か——平等と学費の無償性をめぐって」(「漸進的無償化」科研2015公開研究会(1)、2015.8.8. 早稲田大学、報告原稿)。
- ・岡山茂・白石嘉治(2014)「大学の授業料は無償でなくてはならない——『正義』と『真理』をともに考えぬこうとする『ミスティック』な探究の書 対談 岡山茂×白石嘉治 岡山茂著『ハムレットの大学』(新評論)』『図書新聞』(3172)[2014.8.30.付]、1-3面。(インターネットでも入手可能)
- ・姜惠珍^{カンヘジン}(2016)「韓国の青年たちの事情」(渡部昭男2016c:第二部18-27)。(第3回日韓シンポジウム、2015.2.27. 神戸大学、報告記録)
- ・Kim Hoonho(2016)「韓国国家奨学金制度の導入目的及び現況」(渡部昭男2016c:第三部1-26)。(第4回日韓シンポジウム、2016.1.23. 早稲田大学、報告記録)
- ・金南権^{キムナムグン}(2016)「韓国の市民社会は『なぜ』半額登録金運動を展開したのか——韓国の半額登録金運動の概要」(渡部昭男2016c:第二部1-14)。(第3回日韓シンポジウム、2015.2.27. 神戸大学、報告記録)
- ・小池由美子(2016)「韓国の給食費の無償化と日本の給食費の実態」(大学評価学会第12回大会、2016.5.14. 北海道大学、報告資料)。
- ・小玉清司(2016)「高校の教育費負担の実態と望ましい教育」『「無償教育の漸進的導入」に係る公開研究会(4)報告書』2-9。(「漸進的無償化」科研2015公開研究会(4)、2015.12.13. キャンパス・イノベーションセンター東京、報告記録)
- ・近藤満(2016)「高等学校就学支援金2年目を迎えて、現場からの報告」『「無償教育の漸進的導入」に係る公開研究会(4)報告書』38-49。(同上)
- ・佐野修吉(2016)「奨学金・ブラックバイト・生活実態調査から

- 見える若者の貧困」(「漸進的無償化」科研2016公開研究会(2)、2016.9.3. 龍谷大学深草キャンパス、報告資料)。(大学評価学会 HP より入手可能)
- ・白石嘉治 (2010)『不純なる教養』青土社。
 - ・白石嘉治 (2014)「われわれの大学はストライキとともに」『現代思想』42 (14)、200-209。
 - ・白石嘉治 (2015)「大学の自然——新封建主義をこえて」(「漸進的無償化」科研2015公開研究会(1)、2015.8.8. 早稲田大学、報告資料)。
 - ・大学評価学会 (2013)『シリーズ「大学評価を考える」第6巻 高等教育における「無償教育の漸進的導入」——授業料半額化への日韓の動向と連帯』晃洋書房。
 - ・田中秀佳 (2014a)「国際人権法における教育の漸進的無償化——日本政府による社会権規約13条2項への留保撤回の意義」『日本教育法学会年報』(43)、55-64・213。
 - ・田中秀佳 (2014b)「教育財政制度原則の国際動向——無償教育と国家義務の枠組み」(日本教育学会第73回大会 テーマ型B-8 分科会「戦後日本の教育財政構造——歴史・比較・理論」、2014.8.23. 九州大学、報告資料)。(「漸進的無償化」科研2015全体会議、2015.6.18. 名古屋大学、にて再報告)
 - ・田中昌人 (2005a)「学生の発達保障と大学評価——教育行政の数値目標と発達保障のための評価」『シリーズ「大学評価を考える」第1巻 21世紀の教育と大学評価——もう一つの大学評価宣言』晃洋書房、30-40。
 - ・田中昌人 (2005b)『日本の高学費をどうするか』新日本出版社。
 - ・戸塚悦郎 (2006)「高等教育と学費問題——日本による国際人権(社会権)規約13条違反について」『国際人権法政策研究』2 (2)、23-37。(大学評価学会 HP にて入手可能)
 - ・戸塚悦郎 (2016)「国際人権A規約13条2項(b)(c)『無償教育の漸進的導入』留保撤回(2012.9.)後の研究運動の課題と展望」(「漸進的無償化」科研2016公開研究会(1)、2016.7.16. 龍谷大学大宮学舎、報告資料)。(大学評価学会 HP にて入手可能)
 - ・朴巨用 (2013)「韓国高等教育の公共性の水準と登録費負担軽減策」(大学評価学会2013: 97-115)。(第1回日韓シンポジウム、2012.8.28. 龍谷大学アバンティ響都ホール、報告記録)
 - ・三輪定宣 (2014)「教育費無償化の意義と今後の課題」『新しい高校教育をつくる——高校生のためにできること』新日本出版社、175-193。
 - ・三輪定宣 (2016)「無償教育の理念と今後の展望」『「無償教育の漸進的導入」に係る公開研究会(4)報告書』27-37。(「漸進的無償化」科研2015公開研究会(4)、2015.12.13. キャンパス・イノベーションセンター東京、報告記録)
 - ・村澤和多里・山尾貴則・村澤真保呂 (2012)『ポストモラトリウム時代の若者たち: 社会的排除を越えて』世界思想社。
 - ・渡部昭男 (2006)『格差問題と「教育の機会均等——教育基本法「改正」をめぐる“隠された”争点』日本標準。
 - ・渡部昭男 (2009)『障がい青年の自分づくり——青年期教育と二重の移行支援』日本標準。
 - ・渡部昭男 (2011)『「無償教育の漸進的導入」に係る政策変容: 高校授業料無償化を中心に』『龍谷大学社会科学研究年報』(41)、102-121。
 - ・渡部昭男 (2013)「障がい青年の自分づくりと二重の移行支援」『福祉事業型「専攻科」エコール KOBÉ の挑戦』クリエイツかもがわ、183-209。
 - ・渡部昭男 (2014a)「韓国における登録金半額化と大学の在り方——ソウル市立大学を事例に」『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』晃洋書房、29-51。
 - ・渡部昭男 (2014b)「高校授業料無償化法の見直しに係る論点: 『無償教育の漸進的導入』条項の留保撤回と遵守」『龍谷大学社会科学研究年報』(44)、277-288。
 - ・渡部昭男 (2016a)「後期中等・高等教育における『無償教育の漸進的導入』の原理と具体策: (1) 研究構想を中心に」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』9 (2)、93-102。
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81009456.pdf>
 - ・渡部昭男 (2016b)「韓国における半額登録金運動と国家奨学金制度: 第3回及び第4回日韓シンポジウムの概要」『教育科学論集』(19)、1-6。
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81009358.pdf>
 - ・渡部昭男 (2016c)『JSPS 科学研究費(15H03474): 後期中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策に係る総合的研究 2015年度報告書 「韓国における大学登録金半額化」および「台湾における高校無償化」第一部1-11、第二部1-27、第三部1-45、第四部1-26。
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81009356.pdf>
 - ・渡部昭男 (2017予定)「韓国における無償給食——学術 Week 2016シンポジウム企画の要点」『教育科学論集』(20) 刷り上がりページ数6頁。
 - ・WATANABE Akio, WATANABE (KIMIWADA) Yoko (2015), *Impact of an international legal norm of “the progressive introduction of free education” on secondary/higher education policy in Japan*, The 16th International Conference on Education Research, 2015.10.15. Seoul National University, Hoam Convention Center, Poster presentation.
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90002882.pdf>
 - ・渡部昭男・渡部(君和田)容子 (2016)「地方公立大学の挑戦と苦難——江原道立大学における登録金無償化の試みと大学評価結果」(「漸進的無償化」科研2016特別企画(1)、2016.8.23. 北海道大学高等教育推進機構、報告資料)。
 - ・渡部昭男・渡部(君和田)容子・國本真吾 (2016)『「無償化」科研の全体構想と地方施策研究の進め方——鳥取県を事例に』(大学評価学会第12回大会、2016.5.14. 北海道大学、報告資料)。
 - ・渡部昭男・渡部(君和田)容子・桔川純子 (2017予定)「韓国における登録金減額化と大学の在り方——江原道立大学を事例に」『大学評価学会年報』(13)、刷り上がりページ数20頁。
- 《注》
- 1) 大学評価学会 HP <http://www.unive.jp/> (2016年9月8日閲覧)。入学金・授業料以外にも、他の学納金やテキスト・パソコン代、海外研修経費などが高張っている。また大学からの諸情報携帯電話・スマホ等へ配信されるために必携同様になって

いる。

- 2) CiNii 検索によるヒット数は、「無償 教育」511件に対して、「無償教育」48件、「無償教育 漸進的導入」18件である（2016年9月8日現在）。
- 3) 「シェークスピアの描くハムレットは、真理と正義をひたすらに追求することで、クローディアスのような邪な王の支配から民衆を救う王子であった」（岡山2014：5）、「われわれは大学のなかで、ハムレットのように正義と真理をひたすらに追究することはできる」（岡山・白石2014：3面）、とも述べている。
- 4) 文部科学省によれば、「非進学者」とは「個人の選択によって進学しない人たちではなく、経済的理由によって進学できずに働いている人たち」のこと、「能力もありかつ大学進学の意志があるにもかかわらず、『経済的理由によって大学に進学できず働いている人たち』であるという（戸塚2006：27）。
- 5) 文部科学省 HP「学校基本調査——平成28年度（速報）結果の概要」（2016.8.4.）http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1375036.htm（2016年9月18日閲覧）。「大学等進学率」には、大学・短大に加えて高校等の専攻科への進学者が含まれている。「高等教育機関進学率」とは「（大学・短期大学入学者、高等専門学校4年在学者及び専門学校入学者）÷（18歳人口：3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者）」である。
- 6) 日本学生支援機構によれば、「全学生数における障害学生数の割合」は、2015年度で0.68%である。JASSO「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」http://www.jasso.go.jp/gaku-sei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html（2016年9月18日閲覧）。
- 7) 石井拓児が、「大学授業料のみならず、本来は多様な職業訓練機会における無償性、青年期の学びなおしの機会として社会教育の無償性等が同時に検討される必要がある」と指摘していることは、前稿ですでに紹介した（渡部2016a）。石井が提起する「学習費保障制度＋生活費保障制度」の構想とあわせて、「漸進的無償化」科研での今後の検討課題としたい。
- 8) Kim2016によれば、韓国における学生支援制度は、①無償奨学金（給付型奨学金・学費減免など）、②勤労奨学金（ティーチングアシスタント TA などの勤労報酬）、③学資金貸し出し（学生ローン）、として整理し理解される。そして、国家奨学金には、Ⅰ型（所得分位別支援）、Ⅱ型（大学別奨学事業促進・地方人材奨学）、多子女国家奨学金の3種があるという。
- 9) 「仁川広域市大学生学資金利子支援条例」に関する情報が、すでに2011年の報告書に掲載されている。みんなの党神奈川県議会議員団（2011）『韓国における大都市制度調査報告書』、16。http://nao.tv/_src/sc1000/20111123korea.pdf
- 10) 高等教育に係る選挙公約を各政党（公示当時）の HP から要約すると、①自由民主党「学びたいという意欲を持つ全ての子供たちが進学できるよう、無利子奨学金を受けられるようにする／給付型奨学金の創設に向けて具体的な検討を進める」、②民進党「返済のいらない給付型奨学金を創設する／奨学金の利子をなくすことをめざす／奨学金を借りている人が所得に応じて無理なく返済できる制度をつくる」、③公明党「学ぶ意欲のある

若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免等の支援を拡充する／貧困の連鎖を断ち切るため、給付型奨学金を創設する／希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与をめざし、『有利子から無利子へ』の流れを加速する」、④日本共産党「未来を担う若者のために——大学授業料を10年で半額に、給付制奨学金の実現を」、⑤おおさか（日本）維新の会「経済格差で教育を受ける機会を奪われないことと、教育の全課程の無償化を憲法上の原則として定める」、⑥社民党「高等教育の学費無償化をめざす／奨学金は無利子を原則とする／国の制度として返還義務のない給付型奨学金制度を創設する」、⑦生活の党と山本太郎となかまたち「大学の授業料の減額／給付型奨学金制度の創設／貸与型奨学金の無利子、償還の減免の取組み」、⑧日本のことを大切にする党「返済不要奨学金の充実等、親の経済格差により教育の不平等が生じない制度の確立」などとなっていた。

11) 例えば、文部科学省「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について（通知）」（27文科高第94号、2015.4.10.）、朝日新聞2015.10.15. 記事「地元で就職 奨学金免除／若者流出対策19県が導入・検討」。学費の補助ないし減免に関しては、日本海新聞2016.9.17. 記事「環境大授業料 県出身者に減免制度／来春運用へ、県検討開始」（國本真吾提供情報）。